

議事の経過・会議記録の概要

会議名：第14回 河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会

日時：平成26年3月19日（水曜日）13：00～16：40

場所：河内長野市役所 3階 庁議室

出席者：＜委員会委員＞ 新倉委員長、中村副委員長、井川委員

＜聴取対象者＞ 元保健福祉部長兼福祉事務所長2名

前地域福祉部長兼福祉事務所長1名

（上記3名は、平成21年1月から平成23年

3月までの期間にその職にあった者）

＜事務局＞ 小西総務課長、寺本総務課統括主幹、吉川総務課主査

1 関係者聴取について

平成21年1月から平成23年3月までの期間に、生活保護業務を所管する部長兼福祉事務所長の職にあった者にそれぞれ会議への出席を求めて聴取を行った。

なお、関係者聴取を行うに当たり、委員長から聴取を受ける元保健福祉部長兼福祉事務所長2名及び前地域福祉部長兼福祉事務所長1名が自由に発言できる環境に配慮するようにとの指示が事務局にあったことから、事務局職員の出席も最小限とし、生活福祉課の職員も立ち合わせずに行った。

2 関係者聴取における主な質疑内容

(1) 元・前部長兼福祉事務所長の3名に対し、それぞれ部長兼福祉事務

所長に就く前の生活保護行政の経験の有無、部長兼福祉事務所長就任後の職務内容、生活保護所管課の状況把握での留意点や職務での関与の状況、生活保護決定の決裁の状況、生活保護所管課の人事配置等に関し、聴取が行われた。

(2) 委員からの質問に対し、聴取を受けた元・前部長兼福祉事務所長の3名は、それぞれ主に次のような回答を行った。

① 元部長兼福祉事務所長の主な回答

- ・部長兼福祉事務所長となるまで、生活保護業務を担当・所管したようなことはなかったこと。また、生活保護を所管する部長兼福祉事務所長を担当したのは1年だけであったこと。
- ・部長兼福祉事務所長在職時は、部長兼福祉事務所長のもとに、それぞれ3課を担当する室長2名がおり、そのもとに各課の課長がいるという階層（1部 - 2室 - 6課）であったこと。
- ・月に1回定例的に、6課の課長、2室の室長とで会議を行っていたこと。
- ・ケース会議には、部長兼福祉事務所長はメンバーに入っていなかったが、どのような形で開催されているのかを見るために、会議に入ったことがあること。
- ・生活保護の業務自体は法定受託事務になるので、部長としては市独自の政策に業務のウエイトを置いていたこと。また、部長としてイベントなどの対外的な業務での出席や出張、役所内部での会議への出席などで非常に多忙であったこと。
- ・生活保護業務に関しては、保護決定調書に関して、福祉事務所長として紙ベースでの決裁をしていたこと。
- ・生活保護電算システムの中身は見たことがなかったこと。

- ・職員が産前産後休暇・育児休業を取得すると職員の補充はアルバイトとなること。また、生活保護業務の経理担当であった女性職員が産前産後休暇・育児休業をとった際には、本件生活保護費不正支出事件の元職員が経理担当となり、持っていたケースについては他のケースワーカーに分担させるということ、当時、生活保護の担当課長から報告を受けていたこと。

② 元部長兼福祉事務所長の主な回答

- ・新人の時にケースワーカーとして、2年間ほど生活保護業務に関わったことがあること。その後は、福祉事務所内でも、社会福祉協議会や日本赤十字社との業務で生活保護業務から離れたこと。
- ・部長兼福祉事務所長在職時は、部長兼福祉事務所長のもとに、それぞれ3課を担当する室長2名がおり、そのもとに各課の課長がいるという階層（1部 - 2室 - 6課）であったこと。
- ・部長と福祉事務所長とは兼務しており、権限が重なっていたこと。
- ・生活保護の決定調書（保護の開始、変更など）は、ケースファイルで回議されてきて福祉事務所長として決裁をしていたこと。一方、伝票関係については課長決裁でされているため、生活保護の支給関係の伝票などは決裁するようなことはなかったこと。
- ・6課は、それぞれの業務を行う電算システムが導入されていたが、部長のパソコンには各個別の電算システムは導入されていなかったこと。
- ・議会関係の業務としては、年に4回の議会での本会議と各委員会があり、閉会中には委員協議会の業務があること。
- ・市の方針等を伝達する必要などがあるため、月に1回程度、室長、課長全員を集めての会議を開催していたこと、個々の案件では、

別途会議を行っていたこと。

- ・生活保護に関しては、困難なケースなどへの対応を協議するケース会議を開催していたが、年に2～3回の開催状況であったこと。
- ・生活保護所管課に関しては、特に残業が多い状況が続いていたという認識を有していたこと。
- ・当時、ケースワーカーは1人100ケースぐらい担当しており、それを1人80ケースに抑えるためには、ケースワーカー3名、査察指導員1名が足りない状況であったこと。そのことを人事とも協議を行い、ある程度は補ってきたこと。
- ・人員を部内で異動させるというのは、他の課もぎりぎりの状況で業務を行っていたので、そのようなことはできなかったこと。
- ・後任の部長兼福祉事務所長には、ケースワーカーの増員要望を申し送りしていたこと。
- ・生活保護業務の経理担当がケースワーカーを兼務していたというのは、当時としては、認識していなかったこと。

③ 前部長兼福祉事務所長の主な回答

- ・生活保護業務に関しては、室長として初めて担当し、それまでの経験はなかったこと。その後、部長兼福祉事務所長となったこと。
- ・部長兼福祉事務所長在職時は、生活保護所管課を含む3課を所管していたこと。
- ・室長当時、生活保護の決定調書などの福祉事務所長権限で決裁するものは、課長が決裁した後に、室長として押印（決裁）はせずに書類だけは見て、その後、福祉事務所長を兼務する部長が決裁をしていたこと。
- ・月に1回、部長会のあとに3課の課長を集めて会議をおこなって

いたこと。緊急なことがあれば随時課長を集めて会議をしていたこと。

- ・ ケース会議に関しては、参加したことがなかったこと。
- ・ 部長兼福祉事務所長の業務としては、相談を受けるよりも書面での決裁をする業務の方が多かったこと。
- ・ 議会関係の業務に関しては、基本的には各課長が責任をもって資料づくりなどの対応をしてもらっていたこと。
- ・ 部長兼福祉事務所長のときに、査察指導員が2名の体制となったが、ケースワーカーは人手不足の状態であり、1人100ケースほどを担当している中、残業する職員と残業しない職員がいたので、生活保護所管課長には、業務の割り振りを指示していたこと。
- ・ 室長の時も、部長兼福祉事務所長の時も、生活保護電算システムについてはパソコンに導入はされていなかったこと。
- ・ 生活保護の伝票関係については、課長までの決裁となっていたので、部長兼福祉事務所長としては決裁をしていなかったこと。
- ・ 部長兼福祉事務所長の在職時、生活保護の経理担当であった女性職員が産前産後休暇・育児休業から復帰した際に、生活保護電算システムにおかしな入力があったことや、葬儀業者に対する支払いができていなかったことなどについては、報告などなかったこと。
- ・ 所管する3課の課長から人員要望があったが、特に生活保護所管課の課長からは、ケースワーカーの人員要望をされていたこと。

3 中間答申及び中間答申に向けた委員だけの河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会の開催について

委員長から平成25年11月21日付けの諮問に対する中間答申を平成26年3月31日までに市長に対して行うことが事務局に伝達された。中間答申を行う会議は、委員に諮られた上で、公開で行うことが決定された。なお、中間答申を行う会議の日程については委員と市長のスケジュールを調整した上で決定することとなった。

また、中間答申を調製するための会議を市役所外において、委員のみにて2回開催することも伝達された。

以 上